

津市自主防災協議会活動事業補助金交付要綱

令和4年7月11日訓第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市自主防災協議会における防災に関する知識及び能力の向上並びに自主防災活動の活性化を促進することにより、大規模災害時における住民への被害の軽減を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「津市自主防災協議会」とは、地震その他の災害の発生に備え、自主防災組織が相互に連携し、対応等を図ることにより、平常時、災害発生時及びその後における自主防災組織の災害対応力の更なる向上に資することを目的とし、本市の区域内に存する自主防災協議会支部の代表者等により構成された組織をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「自主防災協議会活動事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、津市自主防災協議会に対し、次に掲げる事業に要する費用（飲食に要する費用を除く。以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

- (1) 防災に係る研修会及び講演会の実施に関する事業
- (2) 自主防災訓練の実施に関する事業
- (3) その他市長が適当と認める自主防災活動事業

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費の額に10分の8を乗じて得た額を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日は、毎年度9月末日とする。

(実績の報告)

第7条 規則第12条の規定による実績報告書(規則第6号様式)の提出に当たっては、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 交付対象経費を支払ったことを証する領収書又はこれに類する書類の写し
- (2) 事業内容の分かる写真又は事業で作製した成果物
- (3) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和4年7月15日から施行する。